

甘味資源作物生産性向上緊急対策事業のうちかんしょ生産性向上緊急支援事業  
(でん粉原料用かんしょ産地対策事業) 公募要領

第1 趣旨

甘味資源作物生産性向上緊急対策事業のうちかんしょ生産性向上緊急支援事業(でん粉原料用かんしょ産地対策事業)(以下「本事業」という。)の事業実施主体の公募については、この要領により行うものとする。

第2 事業の内容

本事業は、でん粉原料用かんしょの生産性向上を目的に新品種「こないしん」をでん粉原料用として生産・出荷するために必要な経費を助成するものとする。

第3 応募要件

- 1 本事業の公募に応募できる者は、事業実施地区が指定地域(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第33条第1項の指定地域をいう。以下同じ。)の区域内にあり、かんしょの生産振興の取組を行う次に掲げるものとする。
  - (1) 生産者の組織する団体
  - (2) 農業協同組合連合会
  - (3) 農業協同組合
  - (4) かんしょでん粉製造事業者
  - (5) 協議会(でん粉原料用かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。)
  - (6) かんしょでん粉製造事業者の組織する団体
- 2 本事業の事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- 3 1の(1)及び(6)の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約がある団体とする。
- 4 1の(5)の者については、農業協同組合、地方公共団体等のでん粉原料用かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者、組織及び運営について規約の定めがあるものとする。
- 5 法人等(個人、法人及び団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

第4 採択要件等

- 1 成果目標  
成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。
  - (1) 作付面積を1%以上増加

- (2) 10 a 当たり労働時間を10%以上削減
- (3) 10 a 当たり収量を2%以上増加
- (4) 3月植え及び4月植えの作付面積を1%以上増加

## 2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

## 3 事業実施計画の承認基準

- (1) 取組の内容が、事業の趣旨に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
- (4) 取組の内容が、受益地域におけるかんしょの生産性向上に寄与するものであること。
- (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。

## 第5 事業実施期間

令和4年度

## 第6 助成

- 1 補助対象経費は、事業の実施に直接必要な経費であって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって「こないしん」をでん粉原料用としてかんしょでん粉製造業者に出荷したことが確認できるものとする。また、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。
- 2 補助率は、10 a 当たり7,000円とする。
- 3 補助対象経費の積算等については、補助事業の効率的な実施について（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び過大積算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 4 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
  - (1) 事業実施主体の自己資金又は他の助成により実施中の取組又は既に完了している取組
  - (2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組
  - (3) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- 5 補助金の返還  
国は、事業実施主体について、国に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があり、これに正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認める場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずることができるものとする。

## 第7 審査方法等

- 1 九州農政局長は、応募者が第3の応募要件を満たすこと及び第10の3に定める応募

書類が全て整っていることを確認した後、応募があった事業実施計画について、第4の採択要件等を満たしていることを審査した上で、農産局長に提出するものとする。

- 2 農産局長は、1により九州農政局長から提出された事業実施計画について、第4の採択要件等を満たしていることを審査した上で、別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、別紙に掲げる審査基準等に基づき、採択優先順位を定め、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定する。

なお、審査の経過は、応募者に通知しない。また、審査の経過についての問合せその他一切の照会には応じない。

- 3 九州農政局長は、応募のあった事業実施計画について、当該事業実施地区が所在する県に情報を提供するものとし、情報提供を受けた県は、事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

## 第8 審査結果の通知

審査の結果（補助金交付候補者として決定されたか否か）については、補助金交付候補者の決定次第、速やかに応募者に対して通知する。

## 第9 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととする。

なお、国からの他の補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えないが、当該補助金等についての採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は採択の決定を取り消す場合がある。

## 第10 応募方法

### 1 公募期間

令和4年3月31日（木）から令和4年4月27日（水）午後5時まで（必着）

### 2 提出先及び問合せ先

応募書類は、原則郵便により以下の提出先に提出するものとする。なお、電子メールによる提出を希望する場合は提出先の電話番号に連絡の上、聞き取ったメールアドレスに提出するものとする。

なお、FAXによる提出は受け付けない。資料に不備がある場合は、審査の対象とならない場合がある。

問合せについては、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、電子メールによる問い合わせは、不可とする。

<提出先>

・九州農政局生産部園芸特産課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎

TEL:096-300-6251、FAX:096-211-9780

<事業に関する相談窓口>

- ・九州農政局生産部園芸特産課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2 丁目10番 1 号熊本地方合同庁舎

TEL:096-300-6251、FAX:096-211-9780

- ・事業担当課：農林水産省 農産局地域作物課

TEL:03-6744-2115（直通）

3 提出にあたっての注意事項

(1) 事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。

(2) 提出すべき応募書類は、次に掲げる書類とする。

ア 応募申請書（別紙様式1）

イ でん粉原料用かんしょ産地対策事業 事業実施計画書（別紙様式2）

ウ 規約、役員名簿、総会資料等応募者の活動内容が分かる資料

エ 申請書類チェックシート（別紙様式3）

(3) 申請書等を郵送等により提出する場合は、(2)に掲げる応募書類を封筒に入れ、「でん粉原料用かんしょ産地対策事業応募書類在中」と表に朱書きして提出先窓口に提出すること。

なお、提出書類は返却しない。また、機密保持には十分配慮する。

(4) 申請書類を電子メールにより提出する場合は、(2)に掲げる応募書類を添付し、件名を「でん粉原料用かんしょ産地対策事業の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載すること。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とする  
とともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を応募者名・その〇（〇は連番）とすること。

(5) 審査に当たり、農林水産省から応募者に申請内容の確認を行う場合がある。

4 審査期間

令和4年5月中旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

5 採択・不採択の連絡

令和4年5月下旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

第11 補助金等交付候補者に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければならない。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座（無利息型）の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

(1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。

- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を当該事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、経理状況について公認会計士又は税理士の定期的な確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

## 2 事業の推進

事業実施主体は、甘味資源作物生産性向上緊急対策事業実施要綱（令和3年12月20日付け農産第1810号）及び甘味資源作物生産性向上緊急対策事業交付要綱（令和3年12月20日付け農産第1811号）を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度まで事業実施状況の報告、事業成果の公表、事業終了後の事業評価等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

## 3 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、国による評価を行う場合があり、その際、ヒアリング等の実施についてご協力をお願いすることがある。

## 4 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

## 5 作業安全の確保

事業実施主体は農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシート（以下、「チェックシートという。）を用いて事業実施期間中に作業安全に係る状況を確認し、作業安全の確保に努め、九州農政局長に対してチェックシートを提出するものとする。